

# 回 答 書

「令和6年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業」公募型プロポーザルについて、次のとおり回答いたします。

No.	質 問 事 項	回 答
1	「国、事業所所在地の都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの」は業務実施体制に含まれる事業者全てではなく、貴市との契約者のみの情報でよいか。	滞納がない旨の証明については、参加者のみとし、協力会社届出書及び業務実施体制に含まれる事業者は提出の対象外とします。なお、共同企業体は構成する全ての事業者を証明書類の提出対象とします
2	「国、事業所所在地の都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの」は法人税、消費税等の税目指定はあるか。	国税の税目は、「申告所得税及復興特別所得税」、「法人税」、「消費税」です。地方税の税目指定はありません。
3	各施設の事業実施期間全般において、対象7施設全てで施工対応不可な日時をご教示いただきたい。 また不可な場合にその理由もご教示いただきたい。	原則、職員が対応可能な日時での施工としますが、施設の事情により閉館日（学校の場合は長期休みを含む休校日）や時間外での施工を調整する必要があるため、随時協議とします。なお、現時点における対応不可日は次のとおりです。 ・年未年始（12/29-1/3）
4	提案資料の上限枚数は40ページとのことだが、例えば温室効果ガス排出量等を施設別に把握すると、上限枚数を上回る可能性がある。その場合に技術提案書の別紙という形で資料を準備することは許可されるか。	提案資料の上限枚数は40ページとしますが、技術的な詳細が書かれた書類を別紙とすることは許可します。
5	急速充電器設置の検討にあたり、現状の受電設備では設備容量が不足する（敷島庁舎・竜王図書館、双葉庁舎は図面がなく今後詳細確認予定）。受電設備の改修については、本公募型プロポー	予期することができない不測の事態等を除き、提示した金額を上限としてリースによる機器導入から運営までを行う提案を行ってください。ただし、急速充電器設置検討にあたり、変圧器容量不足に伴う受電設備の改修

<p>ザル実施要領、仕様書に記載はないが、仕様外の必要な追加工事として、仮にリース料金限度額を超えた場合、技術提案書の見積とは別に追加工事分の見積を提出することで、取り扱いは分けて考えていただけるのか。</p>	<p>が必須であり、リース料金限度額を超えた場合は、技術提案書の見積と別に切り分けて見積書を提出してください。市で別途対応するものとします。</p>
---	--